いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業
基本協定書（案）

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者であるいわき市（以下「発注者」という。）は、●●グループの代表企業である〔運営企業名●●〕（以下「運営企業」という。）並びに〔設計企業名●●〕（以下「設計企業」という。）、〔調理設備企業名●●〕（以下「調理設備企業」という。）及び〔維持管理備企業名●●〕（以下「維持管理企業」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「この基本協定」という。）を締結する。

前文

発注者は、いわき市好間工業団地 1-116,1-117,1-118 に所在する土地に、いわき市新学校給食共同調理場を整備し、これを運営することとした。

発注者は、本事業に関し、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な学校給食の提供を実現するとともに、財政負担の軽減を図る観点から、設計及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者に発注することとした。

発注者は、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を実施し、運営企業、設計企業、調理設備企業及び維持管理企業から構成される●●グループを受注者として決定した。

発注者と●●グループの構成員である運営企業、設計企業、調理設備企業及び維持管理企業それぞれの者（以下「受注者」という。）は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項についてこの基本協定を締結し、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに本事業の円滑な遂行に努めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条　この基本協定は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2　この基本協定本文に定義されていない用語については、別紙 1「用語の定義」に定義された意味を有するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条　発注者は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2　受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第3条　本事業の事業日程については、別紙 2「事業日程」に示す。

2　設計期間は、本件設計業務委託契約日から令和 10 年 2 月 29 日までとする。ただし、本件設計業務委託契約の規定により変更されることがある。

3　開業準備期間は、令和●年●月●日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、本件運営・維持管理業務委託契約の規定により変更されることがある。

4　運営・維持管理期間は、令和 12 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日（以下「運営・維持管理満了日」という。）までとする。ただし、本件運営・維持管理業務委託契約の規定により変更される

ことがある。

5　本条及び別紙2「事業日程」の事業日程については、発注者及び受注者全員の合意により変更できるものとする。ただし、当該日程は、本件施設の引渡し後においては、発注者、運営企業及び維持管理企業の合意により変更することができる。

（役割分担）

第4条　本事業の実施において、受注者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

（1）設計業務（設計支援業務を除く。）は、設計企業がこれを行う。

（2）設計支援業務は、調理設備企業がこれを行う。

（3）維持管理業務及び開業準備業務のうち開業準備期間中の施設の維持管理及びその他これらを実施する上で必要な関連業務は、維持管理企業がこれを行う。

（4）運営業務及び開業準備業務（開業準備期間中の施設の維持管理及びその他これらを実施する上で必要な関連業務を除く。）は、運営企業がこれを行う。

（当事者が締結すべき契約）

第5条　発注者と設計企業、調理設備企業は、この基本協定締結後速やかに、募集要項等に基づき、本件設計業務委託契約を締結する。

2　発注者と運営企業及び維持管理企業は、この基本協定締結後速やかに、募集要項等に基づき、本件運営・維持管理業務委託契約を締結する。

（関係者協議会）

第6条　発注者及び受注者は、設計業務及び運営・維持管理業務に関する協議を行う関係者協議会を設置する。関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、本件設計業務委託契約、本件運営・維持管理業務委託契約又は要求水準書にて定めるものを除き、発注者と受注者が協議して定める。

2　発注者及び受注者は、前項に基づき関係者協議会において合意された事項を遵守する。

3　関係者協議会及びその下部組織（ワーキンググループ等）の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

（関係者協議会における協議が整わなかった場合）

第7条　契約に係る事項のうち、契約で当事者間の協議に委ねている事項又は契約に定めがなく協議によって決定することを要する事項について、関係者協議会における協議が整わなかった場合、最終的な決定権は発注者が持つこととする。ただし、発注者は、決定に当たり、合理的な範囲において受注者から意見の聴取を行う。

2　発注者は、前項の規定による意見聴取において、合理的に必要があると認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（事業計画書）

第8条　受注者は、この基本協定の締結後速やかに、設計業務及び運営・維持管理業務の実施体制、実施スケジュール等を記載した計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

2　発注者は、受注者に対し、前項で提出された事業計画書について、必要に応じて説明を求めることができ、さらにこの基本協定及び募集要項等と矛盾する場合は変更を求めることができる。受注者は、発注者のこれらの要求に速やかに応じなければならない。

3　第 1 項で提出され発注者の承諾を得た事業計画書は、別段の定めがある場合を除き、発注者と受注者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。
4　第 2 項による事業計画書の変更により受注者に発生した増加費用又は損害は受注者が負担するものとする。ただし、当該変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者が当該増加費用又は損害を負担し、法令変更又は不可抗力による場合、当該増加費用又は損害の負担は、契約の規定に従う。
5　受注者は、この基本協定又は契約に別段の定めがある場合を除き、第 2 項又は第 3 項の手続きを経た事業計画書に従って設計業務及び運営・維持管理業務を遂行する。

（本件施設の設計業務）
第9条　本件施設の設計業務の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。
2　設計企業、調理設備企業は、発注者との本件設計業務委託契約を締結した後、速やかにその業務に着手する。
3　本件施設の設計業務に係る契約条件の詳細は、本件設計業務委託契約による。

（本件施設の開業準備業務及び運営・維持管理業務）
第10条　本件施設の開業準備業務及び運営・維持管理業務の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。
2　運営企業及び維持管理企業は、本件運営・維持管理業務委託契約の締結後、開業準備期間及び運営・維持管理期間において運営・維持管理業務を実施する。
3　本件施設の開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る契約条件の詳細は、本件運営・維持管理業務委託契約による。

（発注者の解除権）
第11条　発注者は、受注者がこの基本協定又は本件設計業務委託契約若しくは本件運営・維持管理業務委託契約（以下合わせて「各契約」という。）で定める解除事由を充足する場合は、本事業の契約期間中であってもこの基本協定及び各契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、本項の規定は、この基本協定及び各契約に定められる発注者の解除権を何ら制限するものではない。
2　発注者は、前項の規定によりこの基本協定及び契約の全部又は一部を解除した場合は、この基本協定又は当該契約の締結当事者である相手方に対して一切の損害賠償の責めを負わない。

（談合等不正行為による解除）
第12条　発注者は、受注者が本事業に係る公募型プロポーザルに関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの基本協定を解除して各契約を締結せず、又はこの基本協定及び各契約を解除することができるものとする。
（1）受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下本項において「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下本項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
（2）納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下本項において「受注者等」と

いう。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。第 3 号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に係る公募型プロポーザルに関し、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本事業に係る公募型プロポーザル手続において見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。第 5 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（5）受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（6）第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する事項を遵守していないと認められるとき。

（7）第 17 条に規定する別紙 4「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守していないと認められるとき。

2　発注者が、前項第 1 号から第 7 号の規定によりこの基本協定又は契約を締結又は解除するか否かにかかわらず、当該各号の該当性に対し帰責性を有する受注者は発注者に対して、連帯して各契約の契約金額を合計した金額の 100 分の 10 を違約金として支払わなければならない。この基本協定及び契約が終了した後も同様とする。ただし、前項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りではない。

3　第 1 項にかかわらず本件運営・維持管理業務委託契約の締結までに、受注者において、募集要項等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、発注者は、この基本協定を解除して各契約を締結せず、又はこの基本協定及び契約を解除することができるものとする。

4　前項に定める場合において、代表企業を除く構成員が前項の参加資格を欠くに至った場合には、発注者は契約の締結にあたり、発注者が別途指定する期間内に、募集要項等に従い、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する代替企業の補完を求める場合がある。

5　第 1 項及び第 4 項に掲げる場合のほか、本件運営・維持管理業務委託契約の締結までに、受注者がこの基本協定に違反し、その違反によりこの基本協定の目的を達することができないと発注者が認めたとき、又はその他受注者の責めに帰すべき事由により、この基本協定の履行が困難であると最終的に発注者が認めたときは、前各項の規定にかかわらず、発注者は、この基本協定を解除して各契約を締結せず、又はこの基本協定及び締結済の各契約を解除することができるものとする。

6　発注者が、第 3 項又は第 5 項の規定によりこの基本協定又は各契約を締結又は解除するか否かにかかわらず、当該各号の該当性に対し帰責性を有する受注者は発注者に対して、連帯して各契約の契約金額を合計した金額の 100 分の 10 を違約金として支払わなければならない。

7　発注者に生じた実際の損害額が第 2 項又は第 6 項に規定する違約金額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、受注者は当該違約金の支払いに加えて当該約金額を超える損害金を発注者に支払わなければならない。

（準備行為）

第13条　各契約締結前であっても、受注者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとする。

（基本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第14条　発注者及び受注者は、他の当事者（本件設計業務委託契約の終了後においては受注者については運営企業及び維持管理企業を指す。）の承諾なくこの基本協定上の権利義務又は基本協定上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行等）

第15条　この基本協定の各当事者は、この基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第16条　発注者及び受注者は、本事業に関して知り得た相手方当事者の情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、この基本協定及び契約に別段の定めがある場合を除き、相手方当事者の事前の承諾なく、自己の役員、従業員、職員、代理人、コンサルタント又は下請負人等若しくはその代理人（以下、併せて「開示対象者」という。）以外の第三者に対し、当該情報を開示又は漏らしてはならない。

（1）開示の時に公知である情報
（2）開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
（3）開示者がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
（4）開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
（5）開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
（6）法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報

2　発注者及び受注者は、この基本協定及び契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3　受注者が契約の規定に基づき委任し、又は請け負わせた第三者による前2項の違反は、受注者による違反とみなす。

4　受注者は、第1項により、開示対象者に対し秘密情報を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課す。当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合には、受注者は当該開示対象者と連帯して責任を負うものとする。

5　前項の場合において、受注者は、秘密情報の開示を受けた開示対象者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第17条　受注者は、この基本協定及び契約の履行に当たっては、別紙 4「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

（この基本協定の有効期間）

第18条　この基本協定の有効期間は、この基本協定の締結の日の翌日から本件運営・維持管理業務委託契約の終了の日までとする。ただし、第12条第2項、同条第6項、同条第7項及び第15条から第17条に定める事項については、この基本協定終了後も効力を有するものとする。

（解除条件）

第19条　契約締結に至らなかった場合、この基本協定で別段の定めがある場合を除き、この基本協定の各当事者は相手方当事者に対して、名目のいかんを問わず費用又は損害等の金銭の支払を請求することはできず、それまでに要した費用は各自の負担とする。ただし、一方当事者の責めに帰すべき事由によって各契約の締結に至らなかった場合、相手方当事者は当該事由のある当事者に対して、合理的な費用（再募集に要する費用を含む。）その他の合理的な損害（逸失利益の損害を含まないものとする。）の賠償を請求することができる。

（管轄裁判所）

第20条　発注者及び受注者は、この基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、いわき市役所所在地を管轄する福島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（準拠法及び解釈）

第21条　この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2　この基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3　この基本協定の変更は、書面で行うものとする。

（定めのない事項）

第22条　この基本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定めることとする。

この基本協定の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、発注者及び受注者を代表して代表企業が各自1通を保有し、代表企業以外の受注者はその写しを保有する。

令和●年●月●日

発　注　者
いわき市平字梅本21
いわき市
代表者　市長　内田　広之

受　注　者
代表企業（運営企業）
住所
商号又は名称
代表者職氏名

構成員（設計企業）
住所
商号又は名称
代表者職氏名

構成員（調理設備企業）
住所
商号又は名称
代表者職氏名

構成員（維持管理企業）
住所
商号又は名称
代表者職氏名

別紙 1

用語の定義

この基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1)「本件設計業務委託契約」とは、発注者と設計企業、調理設備企業が本件施設の設計業務の委託を目的として締結する、いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業設計業務委託契約をいう。
(2)「本件運営・維持管理業務委託契約」とは、発注者と運営企業及び維持管理企業が本件施設の開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の委託を目的として締結するいわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業運営・維持管理業務委託契約をいう。
(3)「契約」とは、本件設計業務委託契約及び本件運営・維持管理業務委託契約を文脈に応じて、併せて又は個別にいう。
(4)「設計業務」とは、別紙 3「対象業務の概要」及び募集要項等に定める設計業務をいう。
(8)「開業準備業務」とは、別紙 3「対象業務の概要」及び募集要項等に定める開業準備業務をいう。
(9)「維持管理業務」とは、別紙 3「対象業務の概要」及び募集要項等に定める維持管理業務をいう。
(10)「運営業務」とは、別紙 3「対象業務の概要」及び募集要項等に定める運営業務をいう。
(11)「運営・維持管理業務」とは、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務をいう。
(12)「募集要項」とは、いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業の実施に関して発注者が作成し、令和 8 年 10 月 16 日に公表した募集要項（公表後の変更を含む。）をいう。
(13)「募集要項等」とは、募集要項、募集要項と合わせて公表した要求水準書その他の資料（公表後の変更を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
(14)「提案書類」とは、受注者が本事業に係る公募型プロポーザル手続において受注者に提出した提案資料、発注者からの質問に対する回答書その他受注者がこの基本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
(15)「本件施設」とは、いわき市新学校給食共同調理場の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含む全ての施設をいう。
(16)「市内企業」とは、以下の者をいう。
・ いわき市内に本社、本店等の主たる営業所を有する受注者
・ 上記受注者以外の受注者が設計業務及び運営・維持管理業務の一部を委託し又は請け負わせたいわき市内に本社、本店等の主たる営業所を有する者。

別紙 2

事業日程

（1）本件設計業務委託契約の締結（効力発生）
　　本件設計業務委託契約の締結日
（2）本件運営・維持管理業務委託契約の締結
　　本件運営・維持管理業務委託契約の締結日
（3）設計業務開始　　本件設計業務委託契約の締結日
（4）設計業務終了　　令和 10 年 2 月 29 日
（5）開業準備業務期間　　令和 12 年 2 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
（6）運営・維持管理業務開始　　令和 10 年 4 月 1 日
　　ただし、運営業務のうち統括マネジメント業務は、本件設計業務委託契約の締結日を開始日とする。
（7）運営・維持管理業務終了　　令和 27 年 3 月 31 日

別紙 3

対象業務の概要

設計業務
（ア） 基本・実施設計業務
（イ） 設計支援業務
（ウ） 設計意図伝達業務
（エ） その他これらを実施する上で必要な関連業務

開業準備業務
（ア） 各種マニュアルの作成
（イ） 開業準備期間中の施設の維持管理
（ウ） 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
（エ） 従業員等の研修
（オ） 調理リハーサル
（カ） 給食提供訓練業務
（キ） 内覧会・開所式の開催支援
（ク） 事業説明資料の作成
（ケ） 映像紹介資料の作成
（コ） その他これらを実施する上で必要な関連業務

維持管理業務
（ア） 建築物保守管理業務
（イ） 建築設備保守管理業務
（ウ） 外構等保守管理業務
（エ） 調理設備保守管理業務
（オ） 事務備品保守管理業務
（カ） 清掃業務
（キ） 警備業務
（ク） 長期修繕計画作成業務
（ケ） その他これらを実施する上で必要な関連業務

運営業務
（ア） 食品検収・保管業務
（イ） 調理・調理指導業務
（ウ） 食数調整業務
（エ） 洗浄・消毒等業務
（オ） 廃棄物処理業務
（カ） 運営備品保守管理業務
（キ） 衛生管理業務
（ク） 食育推進支援業務
（ケ） 広報支援業務

（コ） 統括マネジメント業務
（サ） その他これらを実施する上で必要な関連業務

別紙４

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（基本的事項）

第１条　受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第９項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、この契約による事務を遂行するに当たっては、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、いわき市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針並びに情報セキュリティ対策基準）及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第２条　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３条　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者（以下「甲」という。）に報告しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

３　乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

４　乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

５　作業責任者は、この個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

６　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第４条　乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（教育の実施）

第５条　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業従事者全員に対して実施しなければならない。

２　乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第６条　乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。この場合において、甲は、本委託業務の実施に当たり、その保有する個人情報を乙に開示する場合は、開示する情報に個人情報が含まれる旨明示するものとする。

（再委託）

第７条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第９条　乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第１０条　乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第１１条　乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第１２条　乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

２　乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

３　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第１３条　乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第１４条　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１５条　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１６条　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１７条　乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定による賠償額は、甲・乙協議して定める。